

平成25年7月実施

被扶養者資格確認全面調査

結果報告

被扶養者資格確認全面調査の対象の皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

調査結果

対象被保険者数	9,568名	(在籍被保険者数 25,072名)	
対象被扶養者数	20,263名	<ul style="list-style-type: none"> ● 不適格資格喪失被扶養者数 289名 ● <<内訳>> <ul style="list-style-type: none"> ● 就職していた方 145名 ● 収入超過(年間収入130万円、60歳以上180万円以上) 53名 ● 配偶者の収入が多かったため、子の扶養異動 32名 ● 扶養の実態がなかった方など 59名 	

今回の調査では不適格資格喪失被扶養者の方が289名確認され、うち就職していた方が145名でした。人事HPの身上事項変更手続きで、家族を扶養からはずす手続きをしただけでは、健康保険とは連動していませんので、別に健康

保険の被扶養者資格喪失の手続きが必要です。「健康保険被扶養者異動届」(MS1 健保 HP に掲載)に保険証を添付して、各事業所の人事・総務担当に遅滞なくご提出ください。

忘れていませんか?

被扶養者(家族)の異動届の手続き

こんなときは被扶養者ではなくなります。
(被扶養者の範囲)



- 奥様やお子様就職し、就職先の健康保険に加入した
- 奥様やお子様パート等の仕事を始め、被扶養者の範囲を超える収入を得た
- 父母の年金額等(個人年金含む)が増額により被扶養者の範囲を超える額となった
- 共働きで子供を扶養していたが配偶者の収入が多くなった
- 別居の父母への仕送りを毎月しなくなった
- お子様結婚して配偶者の被扶養者となった
- 被扶養者の方が75歳になった

被保険者・配偶者住所について

今回の調査で、資格確認調査書の住所を赤字で訂正いただいた方がおられました。住所は事業所からのデータで更新され、翌月より健保組合の住所情報として反映されます。健保組合では訂正することができません。

については、e人事HPの身上事項変更手続き(e人事HP

がない事業所の方は人事総務担当に連絡)を行っていただきますようお願いいたします。

また、配偶者健診の案内送付先についても、配偶者の住所を変更していないケースが散見されますので、住所変更した場合は本人だけでなく配偶者住所も必ず変更してください。

教えてジェネリック!

Q どうしてジェネリックは安い?
高いものより効き目が劣るの?



A ジェネリックが安いのは、開発費用が抑えられるためです。

新薬の開発には、膨大な費用と時間がかかるため、新薬を開発した製薬会社には約20~25年の特許期間が与えられ、開発コストを含んだ高値で新薬を販売できるようになっています。

特許期間が切れると、他の製薬会社からも同じ有効成分を使った薬を「ジェネリック医薬品」として販売できるようになります。新薬の長年にわたる使用実績から効き目や安全性が実証されており、開発費用が大幅に削減できるため、新薬よりも安く販売することができます。

肝心の「効き目・安全性・品質」は、国の厳しい審査をクリアしていますので、安いからといって効き目が劣ることはありません。



健保インターネットHPをご活用ください

臓器提供に関する情報についても、ご覧ください。

(ホーム >> 臓器提供の意思表示について)

<http://www.mskempo.or.jp>

※健康保険証裏面の臓器提供に関する意思表示は、任意です。

